



埼玉県報

第 2 2 8 7 号
平成 2 3 年 5 月 1 7 日
火 曜 日

目 次

訓令

- [埼玉県節電推進緊急対策本部設置規程\(産業労働政策課\)](#)

告示

- [埼玉県議会臨時会の招集\(財政課\)](#)
- [人事管理システム本体のサーバ機器等の賃貸借に関する入札公告\(システム管理課\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(県央地域振興センター\)](#)
- [埼玉県川越地方庁舎駐車場使用料収納事務の委託\(川越比企地域振興センター\)](#)
- [電子複写機用紙の購入に関する落札者等の公示\(入札執行課\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(NPO活動推進課\)](#)
- [大規模小売店舗の新設に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に係る公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [さいたま新産業拠点\(SKIPシティ\)A1街区維持管理業務の随意契約に関する公示\(産業技術総合センター\)](#)
- [埼玉県産業技術総合センター使用料徴収事務委託\(産業技術総合センター\)](#)
- [嵐山南部土地改良区の役員就退任届\(東松山農林振興センター\)](#)
- [七郷北部土地改良区の役員就退任届\(東松山農林振興センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [県立4病院の灯油\(平成23年度7月・8月分\)の共同購入に関する入札公告\(経営管理課\)](#)
- [選挙管理委員会の招集\(選挙管理委員会\)](#)

訓令

埼玉県訓令第十一号

本 庁
地 域 機 関

埼玉県節電推進緊急対策本部設置規程を次のように定める。

平成二十三年五月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県節電推進緊急対策本部設置規程

(設置)

第一条 東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)により電力が不足するおそれのある夏季における緊急対策としての節電を総合的に推進するため、埼玉県行政組織規則(昭和四十二年埼玉県規則第一号)第二条の二の規定に基づき、埼玉県節電推進緊急対策本部(以下「本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第二条 本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- 一 夏季における緊急対策としての節電を総合的に推進するための基本方針に関すること。
- 二 夏季における緊急対策としての節電を総合的に推進するために重点的に実施すべき施策の推進に関すること。
- 三 その他夏季における緊急対策としての節電の総合的な推進に関し必要な事項に関すること。

(構成)

第三条 本部に、本部長、副本部長及び本部員を置く。

2 本部長は、知事とする。

3 副本部長は、副知事の職にある者をもって充てる。

4 本部員は、別表第一に掲げる職にある者をもって充てる。

(協力要請)

第四条 本部長は、必要があると認めるときは、別表第二に掲げる者に対し、協力を要請するものとする。

(会議)

第五条 本部の会議は、本部長が招集し、及び主宰する。

2 本部長は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議への出席及び説明を求めることができる。

(庶務担当)

第六条 本部の庶務は、産業労働部産業労働政策課において処理する。

(その他)

第七条 この訓令に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附則

1 この訓令は、平成二十三年五月十八日から施行する。

2 この訓令は、平成二十三年十月三十一日限り、その効力を失う。

別表第一(第三条関係)

知事室長、総合調整幹、企画財政部長、総務部長、県民生活部長、危機管理
防災部長、環境部長、福祉部長、保健医療部長、産業労働部長、農林部長、
県土整備部長、都市整備部長、会計管理者

別表第二(第四条関係)

公営企業管理者、病院事業管理者、下水道事業管理者、教育長、警察本部長

告 示

埼玉県告示第五百七十一号

次の事件について、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百一条第一項の規定により、平成二十三年五月二十四日に埼玉県議会臨時会を招集する。

平成二十三年五月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

付議する事件

- 一 埼玉県議会議長を選挙することについて
- 二 埼玉県議会副議長を選挙することについて
- 三 埼玉県議会常任委員会委員を選任することについて
- 四 埼玉県議会議会運営委員会委員を選任することについて
- 五 埼玉県議会特別委員会を設置することについて
- 六 埼玉県議会特別委員会委員を選任することについて
- 七 議員のうちから選任される埼玉県監査委員について同意を求めることについて
- 八 埼玉県浦和競馬組合議会議員を選挙することについて
- 九 彩の国さいたまづくり広域連合議会議員を選挙することについて

告 示

埼玉県告示第五百七十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十三年五月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

人事管理システム本体のサーバ機器等の賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成23年7月8日（金）から平成28年9月30日（金）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 納入場所

埼玉県企画財政部システム管理課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成22年埼玉県告示第1075号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県企画財政部システム管理課システム運営担当 高柳 電話048-830-2267（直通）

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成23年6月27日（月）午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成23年6月24日（金）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成23年6月24日（金）午後5時まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県企画財政部システム管理課 平成23年6月27日（月）午前10時10分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成23年6月10日（金）午前10時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成23年5月20日（金）までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話

048-830-5775（直通）へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required:

Lease of server computer equipments for the Personnel Management System.

(2) Deadline for Submissions:

By registered mail or in person: 5:00 p.m., June 24, 2011

By electronic bidding system: 10:00 a.m., June 27, 2011

(3) Contact Information:

System Management Division (System Operation Group)

Planning and Finance Department, Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301

Tel. 048-830-2267

告 示

埼玉県告示第五百七十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県県央地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitama-ken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年五月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十三年五月九日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人名曲慰問団
- 三 代表者の氏名
石川 康仁
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県上尾市大字瓦葺二千七百十六番地尾山台団地二 三 四百二
- 五 定款に記載された目的
この法人は、高齢者に対して、福祉の促進に関する事業を行い、文部省唱歌をはじめわが国の名曲を歌唱または演奏して不特定多数かつ多数の高齢者の認知症の防止や脳の活性化する活動を推進し、ひいては、世代間の交流を図り高齢者福祉に寄与することを目的とする。

告示

埼玉県告示第五百七十四号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第一百五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる施設の使用料の収納事務を、同表の中欄に掲げる者に、同表の下欄に掲げる期間委託した。

平成二十三年五月十七日

埼玉県知事 上田清司

施設の名称	受託者の住所、名称及び代表者氏名	委託期間
埼玉県川越地方 庁舎駐車場	埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目六 番五号 浦和大栄ビル 総合警備保障株式会社 埼玉南支社 支社長 高野 明	平成二十三年四 月一日から平成 二十六年六月三 十日まで

告 示

埼玉県告示第五百七十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年五月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
電子複写機用紙 25,700箱 (A 4 判 23,900箱 B 4 判 400箱 A 3 判
1,400箱)
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県会計管理課総務・物品管理担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15
番 1 号
- 3 落札者を決定した日
平成23年 4 月 1 日
- 4 落札者の氏名及び住所
溝口洋紙株式会社 埼玉県さいたま市見沼区卸町 1 丁目33番地
- 5 落札金額
29,694,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成23年 2 月15日

告 示

埼玉県告示第五百七十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年五月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十三年五月六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人共生フォーラム

三 代表者の氏名

神成 裕

四 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市大宮区桜木町四丁目三百三十三番十三号 社会福祉法人元

気村グループ本部内

五 定款に記載された目的

（変更前）この法人は、日本の超高齢者社会の中で介護・福祉事業が果たす役割の重大性を認識し、「共に生きる」の理念を共有する国内外の仲間同士の絆の強化と高齢者介護にかかる知識、技術、情報の共有化を図るための各種活動を通じて、会員相互が切磋琢磨し、健全で進化する長寿社会における共生共栄のあり方を共に考え、実践し、地域社会へ普及していくことを目的とする。

（変更後）この法人は、日本の超高齢者社会の中で介護・福祉事業が果たす役割の重大性を認識し、「共に生きる」の理念を共有する国内外の仲間同士の絆の強化と高齢者介護にかかる知識、技術、情報の共有化を図るための各種活動を通じて、会員相互が切磋琢磨し、健全で進化する長寿社会における共生共栄のあり方を共に考え、実践し、地域社会へ普及していくこと、また国際NGO活動として、教育インフラの整備支援、青少年・女性の自立および就労支援、紛争・自然災害そ

他の理由で両親と離別した子供たちの明るく健全な未来を担保するための支援を行うことを目的とする。

告 示

埼玉県告示第五百七十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年五月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

テックランド南越谷店

埼玉県越谷市南越谷二丁目二千九百十六外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社ヤマダ電機 代表取締役 山田昇

群馬県高崎市栄町一番一号

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社ヤマダ電機 代表取締役 山田昇

群馬県高崎市栄町一番一号

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十三年十二月二十九日

ニ 大規模小売店舗の店舗面積の合計

三千八十三平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一二三台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一九〇台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 三七・八平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 三七・五立法メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前十時から午後十時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時三十分から午後十時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

位置 図面省略 出入口の数 五箇所

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

平成二十三年四月二十八日

二 縦覧期間

平成二十三年五月十七日から平成二十三年九月二十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十三年五月十七日から平成二十三年九月二十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第五百七十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年五月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ロ チャーリス久喜店

埼玉県久喜市古久喜字市之坪二十三番一、七百六十三番一

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前十時（年間二十四日午前八時）から午後九時三十分

（変更後）午前九時（年間二十四日午前八時三十分）から午後九時三十分

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前九時（年間二十四日午前八時）から午後十時

（変更後）午前八時三十分（年間二十四日午前八時）から午後十時

ハ 変更年月日

平成二十三年六月一日

二 届出年月日

平成二十三年四月二十六日

二 縦覧期間

平成二十三年五月十七日から平成二十三年九月二十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十三年五月十七日から平成二十三年九月二十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第五百七十九号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年五月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
さいたま新産業拠点（SKIPシティ）A1街区維持管理業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県産業技術総合センター企画・総務室総務経理・管理運営担当 埼玉県川口市上青木3丁目12番18号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成23年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社デジタルスキップステーション 埼玉県川口市上青木3丁目12番63号
- 5 契約金額
190,312,500円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号に該当

告示

埼玉県告示第五百八十号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる施設の使用料の徴収事務を、同表の中欄に掲げる者に、同表の下欄に掲げる期間委託した。

平成二十三年五月十七日

埼玉県知事 上田清司

施設の名称	受託者の住所、名称及び代表者氏名	委託期間
埼玉県産業技術総合センターの駐車場（指定駐車場以外の駐車場に限る。）	川口市上青木三丁目十二番六十三号 株式会社デジタルスキップステーション 代表取締役社長 柴崎 篤房	平成二十三年四月一日 から平成二十四年三月 三十一日まで

告 示

埼玉県告示第五百八十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、嵐山南部土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十三年五月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 就任

職名	氏名	住 所
理事	内 田 浅 雄	埼玉県比企郡嵐山町大字鎌形二千七百九十二番地
同	山 下 和 則	同 同 同 大蔵六百五番地二

二 退任

職名	氏名	住 所
理事	内 田 元 二	埼玉県比企郡嵐山町大字鎌形二千七百九十二番地
理事	山 下 克 巳	同 同 同 大蔵六百五番地二

告示

埼玉県告示第五百八十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、七郷北部土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十三年五月十七日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名 氏名 住所

理事	大塚十三雄	埼玉県比企郡嵐山町大字古里百六十四番地
同	安藤 實	同 同 同 四百九十六番地
同	飯嶋 昇	同 同 同 四百九十九番地一
同	小久保 桂子	同 同 同 七百四十四番地
同	安藤 欣男	同 同 同 七百七十番地一
同	安藤 雅康	同 同 同 八百三番地
同	小林 一好	同 同 同 吉田五百二十五番地
同	島多 稔	同 同 同 七百八十六番地
同	内田 浩	同 同 同 八百四十二番地
同	藤野 大介	同 同 同 千六十一番地三
同	藤野 治彦	同 同 同 千二百二十八番地
同	嶋田 薫	同 同 同 千三百十五番地一
同	馬場 公忠	同 同 同 千四百十五番地
同	大沢 和久	同 同 同 熊谷市塩二百七十四番地三
同	千野 雅史	同 同 同 比企郡小川町大字西古里五百三十七番地一
監事	田嶋 三津也	同 同 同 比企郡嵐山町大字古里八百一番地一
同	内田 柳作	同 同 同 吉田八百六十四番地
同	川口 忠雄	同 同 同 千三百五十九番地

二 退任

職名 氏名 住所

理事	飯島 伸夫	埼玉県比企郡嵐山町大字古里三百九十番地
同	大塚 基氏	同 同 同 四百四十四番地
同	飯嶋 昇	同 同 同 四百九十九番地一
同	安藤 欣男	同 同 同 七百七十番地一
同	安藤 雅康	同 同 同 八百三番地

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千二十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年五月十七日

埼玉県越谷建築安全センター所長 橘

裕子

一 許可番号

平成二十三年二月十七日

指令越建セ第二二〇〇七四〇号

二 検査済証番号

平成二十三年五月十一日

越建セ第六四一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町内田四丁目二千二百五十八番三、四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北葛飾郡杉戸町清地二丁目七番十五号

山崎建設 株式会社 代表取締役 山崎 勝

告 示

埼玉県病院事業告示第九号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり
一般競争入札に付する。

平成二十三年五月十七日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

灯油 JIS 1号 467,800リットル

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成23年7月1日から平成23年8月31日まで

(4) 納入場所

- | | |
|-----------------------|------------------|
| ア 埼玉県熊谷市板井1696番地 | 埼玉県立循環器・呼吸器病センター |
| イ 埼玉県北足立郡伊奈町小室818番地 | 埼玉県立がんセンター |
| ウ 埼玉県さいたま市岩槻区馬込2100番地 | 埼玉県立小児医療センター |
| エ 埼玉県北足立郡伊奈町小室818番地2 | 埼玉県立精神医療センター |

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送（書留郵便に限る）又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示（平成22年埼玉県告示第1075号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 国又は地方公共団体と今回競争入札に付する物品等の納入実績を有すること。

3 入札書の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330 - 0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 - 1 3 - 3

埼玉県病院局経営管理課 医事・共同購入担当 数藤(すどう)・原田

電話048 - 830 - 5985 (直通) ファクシミリ048 - 830 - 4905

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)

(3) 入札説明会

なし。

(4) 入札書の受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成23年6月28日(火)午後2時まで
なお、停電の影響で電子入札システムへの接続ができない場合は、平成23年6月28日(火)午後2時までに当担当に申し出ること。

その場合、入札書の書面提出を承認するので、平成23年6月29日(水)午前11時までに郵送又は持参により提出すること(郵送による場合は、書留郵便とし期限内に必着のこと)。

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成23年6月27日(月)午後5時まで(必着)ただし、上記アのなお書きの場合は、この限りでない。

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便によること。

(5) 開札の場所及び日時

埼玉県病院局経営管理課 平成23年6月28日(火)午後3時

なお、停電の影響で、開札日時を延期することがある。開札への立会いは不要とする。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程（平成14年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。）第134条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約単価に予定数量を乗じた金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す必要な書類を平成23年6月14日（火）午後5時までに次のいずれかの方法で提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

なお、停電の影響で電子入札システムへの接続ができない場合は、平成23年6月14日（火）午後5時までに当担当に申し出ること。

その場合、書面提出を承認するので、平成23年6月15日（水）午前11時までに紙媒体の書類を上記3(1)の場所へ郵送又は持参により提出すること（郵送による場合は、書留郵便とし期限内に必着のこと）。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の場所へ郵送又は持参により提出する。なお、郵送による場合は、書留郵便とし期限内に必着のこと（上記アのなお書きの場合は、この限りでない。）。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成14年病院事業管理規程第9号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第136条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成23年5月20日(金)までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Kerosine JIS(No.1) 467,800ℓ

(2) Time-limit for tender:

2:00 p.m., June 28, 2011 (bidding by registered mail must be received by 5:00 p.m., June 27, 2011)

(3) Contact Information:

Hospital Management Division, Prefectural Hospitals Bureau,
Saitama Prefectural Government, takasago 3-13-3, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-0063 Japan, Telephone: 048-830-5985

告 示

埼玉県選管告示第七十号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成二十三年五月十七日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

- 一 日時 平成二十三年五月十八日 午後一時三十分
 - 二 場所 埼玉県選挙管理委員会室
 - 三 議題
- イ 埼玉県知事選挙について
- ロ その他